

IV 三重県議会議員の活動実態

1 アンケート調査の実施

三重県議会における議員報酬額の適正水準を検討するにあたり、議員の活動実態（どのような活動をどれだけ時間をかけて行っているのか）をできるだけ詳しく把握するため、議員活動実態アンケート調査を実施した。

(1) アンケート調査の概要

- ア 調査対象 三重県議会議員全員
- イ 調査対象期間 平成22年9月1日～平成23年8月31日（1年間）
- ウ 調査方法
 - ・記名アンケート
 - ・調査期間中の各月について4又は5名が回答するよう調整のうえ全議員が1か月分を分担
 - ・分担する月の活動について、毎日の活動内容（3時間単位）を議員活動分類表から選択して記入
- エ 自由記述 議員活動、議員報酬、政務調査費、その他について文章で自由に記述
- オ 実施期間 平成23年9月6日から平成23年9月28日
- カ その他
 - ・調査会委員によるヒアリングや意見交換が行われる場合の対応について意向を確認
 - ・調査結果は、事務局で集計したものを公表。

表IV-1 議員活動分類表

1	本会議	
2	委員会	
3	条例、会議規則に基づく会議	代表者会議、全員協議会、議案聴取会、委員長会議、広聴広報会議、条例検証検討会、各派世話人会、予決理事会
4	議員派遣	
5	正副議長の公務	正副議長を充職とする各種団体の役員としての用務を含む 正副議長以外の議員が議長代理として行事に出席する場合を含む
6	1～3以外の議会における会議	議会改革推進会議総会・役員会、基本条例PJ会議、会期見直しPJ会議、政策担当者による協議、議員連盟総会など
7	議会選出の公職としての用務	議会から選出する監査委員、四港議員、環境審議会委員、都市計画審議会委員としての用務や常任委員長又は委員を充職とする各種団体の役員としての用務
8	議会活動に付随する用務	質疑・質問の準備、議案精読、文献・資料調査などで、主に1人で行うもの

9	報告会、座談会	議員又は会派が住民の意見を聴き取るために開催するもの
10	現地調査、視察	議員又は会派が県政(地域)課題の把握や解決のために現地・現場へ出向いて行うもの(県内外を問わない)
11	会合、聴取	議員又は会派が県政(地域)課題の情報収集のために県・市町など関係者から説明を受けたり、意見交換を行うもの
12	陳情、要望	議員又は会派が地域や団体の要望等を相手方から受けるもの
13	研修、講演会	議員又は会派として研修、講演会、勉強会へ参加するもの
14	公的行事(県)	式典、総会、イベント等で三重県が主催又は共催するもの
15	公的行事(県以外)	式典、総会、イベント等で国や市町(三重県内)が主催又は共催するもの
16	14、15以外の行事	式典、総会、イベント等で各種団体が主催するもの
17	政党活動	所属政党の党員として行う諸活動であって、他に該当しないもの
18	後援会活動	議員個人の後援会が行う諸活動であって、他に該当しないもの
19	会派活動	所属会派の構成員として行う諸活動であって、他に該当しないもの(会派総会を含む)
20	選挙運動	自己の選挙運動のほか、各種選挙での他の候補者の応援も含む
21	私的活動	休養、兼業業務、家族との時間、趣味の時間など他に該当しないもの
22	その他	(調査票の備考欄に具体的な内容を記載してください。)

(2) 調査結果の概要

ア 回答率 100% (対象議員 51 名、回答議員 51 名)

イ 月別回答状況

51 名の議員に 1 か月分の記載を依頼するにあたり、回答月が偏らないよう、各月 4 名又は 5 名の議員が分担するよう会派での調整を依頼した。

所属議員 21 名の第二会派において、各月 2 名が回答するよう調整され、3 名の議員から 2 か月分の回答を得たことから、全回答数は 54 となり、月別の回答状況は次のとおりであった。

表IV-2 会派別回答議員数

(単位：人)

	H. 22. 9	H. 22. 10	H. 22. 11	H. 22. 12	H. 23. 1	H. 23. 2
第一会派	2	2	2	2	2	2
第二会派	2	2	2	2	2	2
少数会派		1		1		
計	4	5	4	5	4	4

	H. 23. 3	H. 23. 4	H. 23. 5	H. 23. 6	H. 23. 7	H. 23. 8	合 計
第一会派	2	2	2	2	2	2	2 4
第二会派	2	2	2	2	2	2	2 4
少数会派			1	1	1	1	6
計	4	4	5	5	5	5	5 4

なお、正副議長が行う議会を代表しての公務の量による影響を除外するため、正副議長の在任期間中は避けて分担されるよう依頼した。

ウ 自由記述回答状況

A 議員活動について 25 件、 B 議員報酬について 29 件、
C 政務調査費について 33 件、 D その他 14 件

エ ヒアリング等への対応意向状況

ぜひ応じたい 7 名、必要があれば応じる 42 名、応じられない 2 名

(3) 集計結果の概要

ア 集計方法等

1 か月を単位とする回答数が 4 又は 5 となることから、会期中の月の多寡や閉会中の月の多寡による影響を受けないようにするため、各月の時間数集計を各月の回答者数で割って平均を求め、各月の平均値を 12 か月分合計して得た時間数で表示した。

正副議長在任期間中の活動時間数は含まれていないため、集計結果は、正副議長ではない議員の活動実態である。(「5 正副議長公務」は常任委員長等がやむを得ず正副議長の代理で行事に出席するような極めて限られた場合の活動時間を表している。)

イ 年間活動時間数 (対象時間：15 時間×365 (日))

年間活動時間数では、総時間数 5,475 時間中、私的活動が約 1,264 時間と最も多くを占めた。次いで、「10 現地調査・視察」、「18 後援会活動」、「16 その他行事」の順であった。

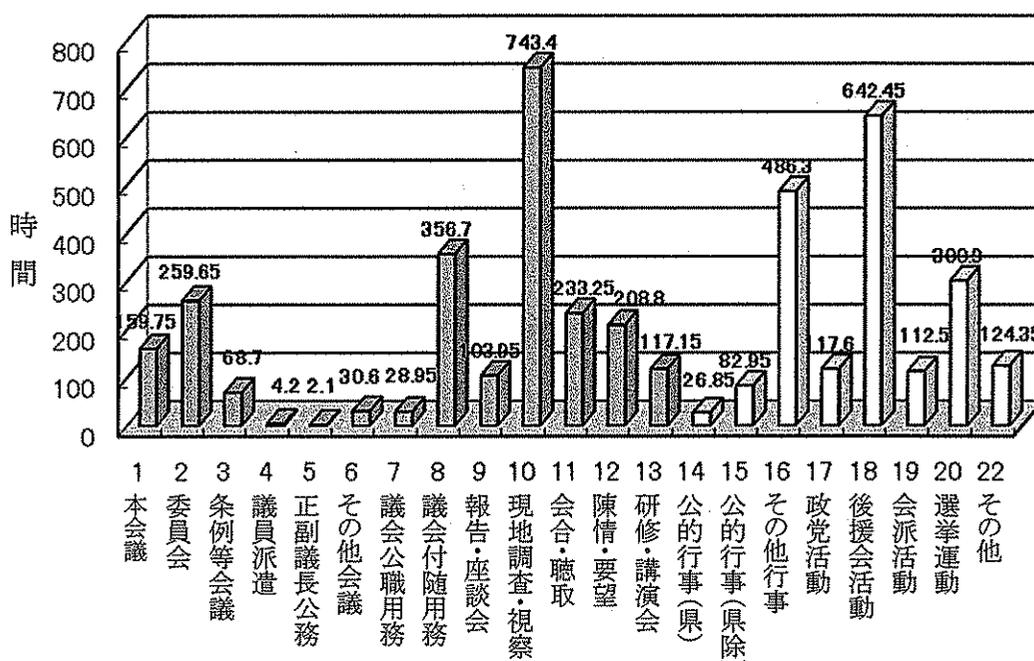
「22 その他」が約 124 時間 (2.3%) あったが、その内容は、社会貢献や地域貢献活動への参加、関係団体用務などであった。

年間活動時間数とその比率を、分類別に表したグラフを次に示す。

程及び政務調査費ガイドラインに基づいて政務調査費制度を運用し、議員の調査研究に必要な経費に政務調査費を充当している。

こうした経済的、人的な公的支援を行うかどうかで今回のアンケート結果を分類したグラフを次に示す。

図IV-3 三重県の公的支援の観点からみた議員年間活動時間数（平均）



費用弁償の対象とする活動及び政務調査費の旅費等を充当する活動は、緑色で表示している。なお、議員選出監査委員等の「7 議会公職用務」は、議会費ではないものの、別途費用弁償がなされるので、緑色で表示した。

政務調査費充当の適否の関係から、内容によって分類が変わり得るものは、黄色で表示している。

政務調査費ガイドラインでは、全国都道府県議会議長会が示した政務調査費を充当するのに適さない例を掲載しており、そこには「挨拶・会食やテープカットだけの出席費用の支出」が含まれている。このため、「14 公的行事(県)」、「15 公的行事(県除)」、「16 その他行事」は出席した行事における活動内容によって分類が変わるものとして、黄色で表示した。

「19 会派活動」「22 その他」についても、その活動内容を個別に判断すれば分類が変わり得るものとして、黄色で表示した。

「17 政党活動」、「18 後援会活動」、「20 選挙運動」は、費用弁償や政務調査費の対象にならない活動として白色で表示した。

私的活動を除く 4,211 時間のうち、三重県議会の公的支援の考え方によって、公的支援の対象となる活動時間数は 2,317 時間、内容次第で公的支援の対象となる活動時間数は 833 時間、公的支援の対象とならない活動時間数は 1,061 時間と

なった。

イ 日数換算

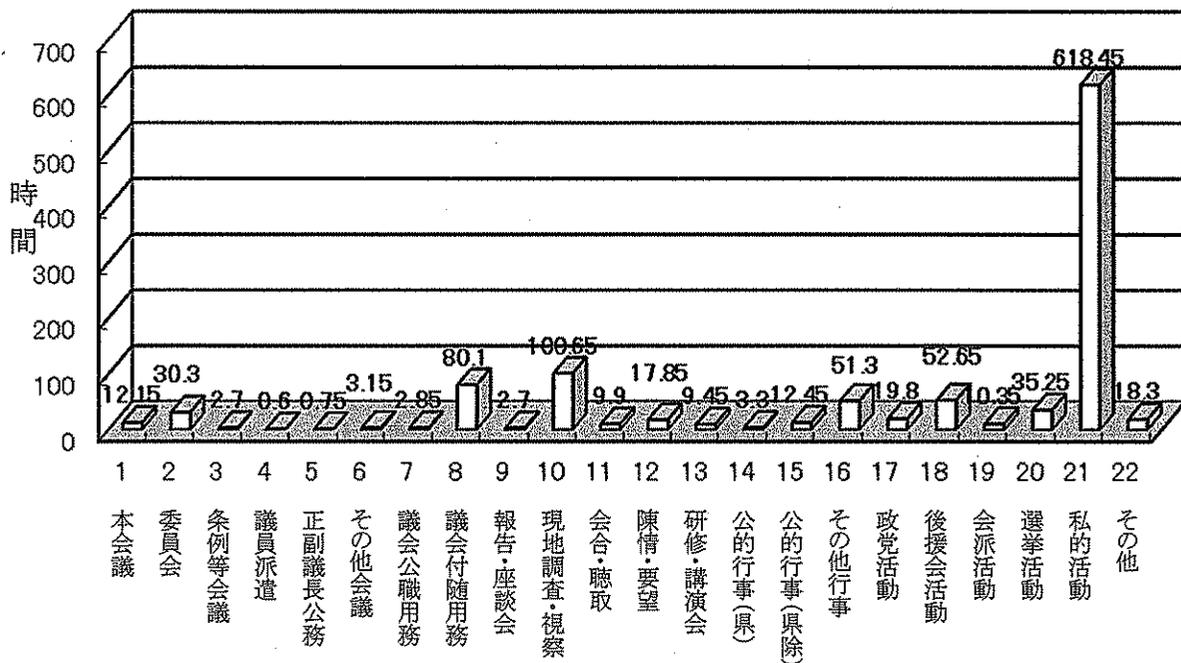
議員の活動時間数だけでは、活動実態を分かりやすく説明することが困難なことから、時間数を日数に換算した。

日数換算の方法としては、調査対象とした6時から9時の時間帯におけるすべての活動時間を集計対象から除外し、残りの活動時間数を12（時間）で除して活動日数とした。

この方法による日数換算では、一般に社会的な活動が始まると思われる時間帯からの集計となるということと、一般的なフルタイム労働の時間数を1日8時間とする社会通念に若干近づくという利点がある一方、「10 現地調査・視察」や「8 議会付随用務」など実際に議員としての活動があった時間数が反映されなくなる。

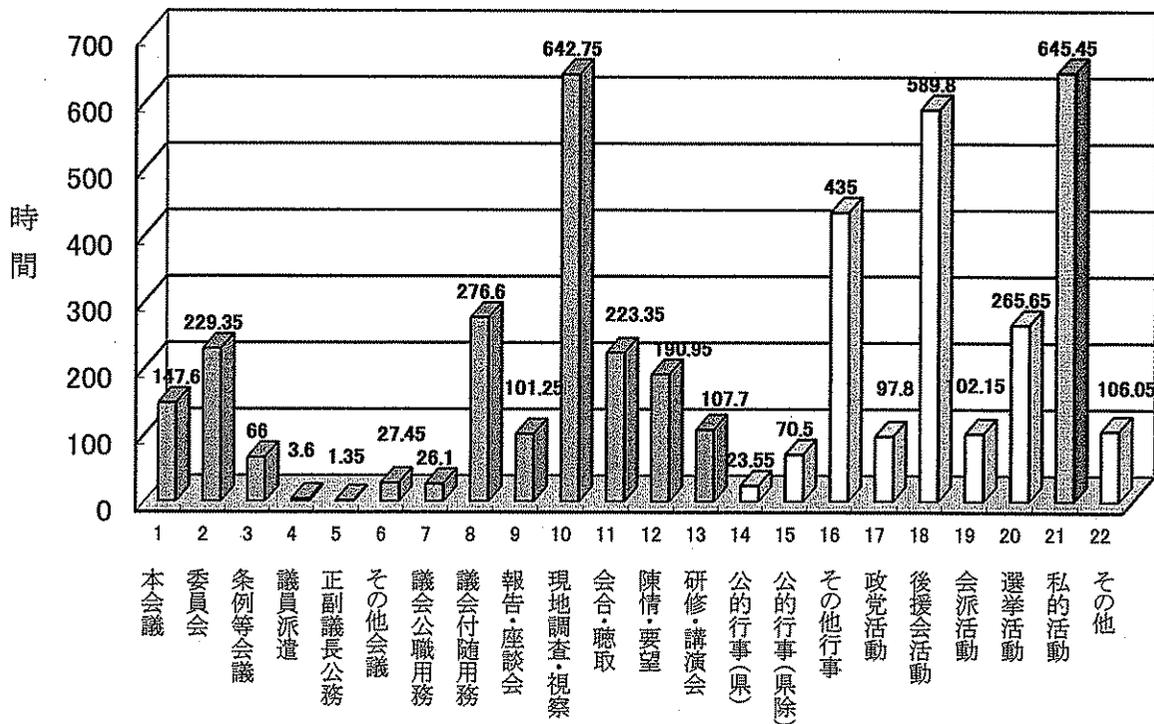
除外する6～9時における活動時間数の分類は下図のとおりである。

図IV—4 6時～9時における活動時間数（平均）



9～21時における議員年間活動数を、公的支援の観点から踏まえ、分類別に表したグラフは次のとおりである。

図IV-5 三重県の公的支援の観点からみた9～21時における議員年間活動数

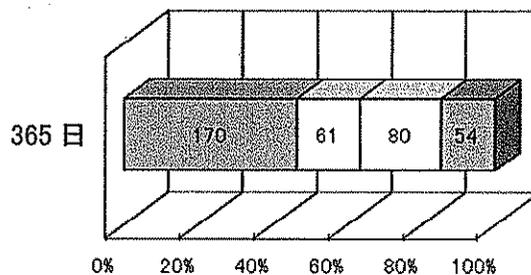


この方法により、私的活動時間数を12(時間)で除した日数は54日、残余は311日となる。

私的活動以外の日数を三重県の公的支援の考え方で分類すると、公的支援の可能な活動日数は170日、内容次第で公的支援の可能な活動日数は61日、公的支援の対象とならない活動日数は80日となる。

公的支援の観点から分類した活動日数は下図のとおりである。

図IV-6 議員年間活動日数



(5) 自由記述

議員アンケートでは、時間帯ごとの活動内容のほか、「議員活動について」、「議員報酬について」、「政務調査費について」、「その他」について、文章による自由な記述も求めた。

「議員活動について」では、議員の活動時間の長さや議員の忙しさに関する記述が、「議員報酬について」では、活動に伴う経費の多さ・報酬の必要性に関する記述が、「政務調査費について」では、政務調査費の使い勝手・政務調査費ガイドラインに関する記述が多く寄せられた。

前3問について、記述内容から表面的に判別できる範囲で分類した結果は、次の表のとおりである。

表Ⅳ－４ 自由記述意見分類

設 問 ・ 分 類	記述数
議員活動について	25
活動実態（活動時間の長さ・忙しさを摘示）に関する記述	7
活動実態に関する記述	5
議員活動の範囲（範囲を提案）に関する記述	5
議員活動の範囲に関する記述	2
議員活動のあり方に関する記述	2
経費との関係に関する記述	1
調査時期の特殊性に関する記述	1
その他	2
議員報酬について	29
活動費・必要経費の多さに関する記述	7
議員報酬の性格を問う記述	3
対価性を主眼とした記述	5
生活費を主眼とした記述	2
活動・生活両面からの記述	2
担い手に関する記述	3
県民の評価に関する記述	2
減額に関する記述	3
金額に関する記述	2
政務調査費について	33
使い勝手（ガイドライン）に関する記述	9
制度見直し（使途拡大）に関する記述	7
制度見直し（合理化）に関する記述	6
制度見直しに関する記述	2
必要性（金額）に関する記述	2
必要性に関する記述	6
その他	1

2 議員ヒアリング・意見交換

数字で現れた活動時間数や書面による意見だけでは、議員の実態を十分把握することが困難であり、議員側からも実態を表現しきれないとの意見があったことから、次のとおり議員ヒアリング・意見交換を実施した。

(1) 実施状況

平成23年11月9日(水) 13:00~17:15

館直人議員、中西勇議員、東豊議員、山本教和議長、
森野真治議員、青木謙順議員、中川康洋議員、藤田宜三議員

平成23年11月9日(水) 13:00~15:00

三谷哲央議員、吉川新議員、岩田隆嘉議員、中村進一副議長

平成23年11月13日(日) 10:00~12:00 13:00~15:00

石田成生議員、杉本熊野議員、中村欣一郎議員、舟橋裕幸議員
前田剛志議員、西場信行議員、中森博文議員、中嶋年規議員

(2) 意見概要(各項目代表例4件まで)

1 調査会に対する意見

(1) 調査会への期待、要望

- ・ 今まで議員報酬は、報酬審議会で審議されてきたが、その根拠がほとんど論じられずに来ている状況であり、この調査会が中身を精査して額について答申するのは全国的にも例がなく、期待している。
- ・ 二元代表制の一方としての議会の権能やあり方を追求するという観点でも考えていただきたい。
- ・ 報酬額の議論は結論が出ないと言うか、誰も線を引けないと思っているので、調査会や県民が決めたらそれに従えばいいだけだと思っている。ただし、仕事を辞めて飛び込む覚悟で来たのに、世論の動向で任期途中に変えられるのは非常に不本意である。

(2) 活動実態調査

- ・ 定例会終了後の今年の1月ぐらいからは、おそらく誰でも選挙一色だと思われるので、日常的な活動という意味での参考になる時期ではないと感じる。
- ・ 私が分担した1月は、旧町村の初集会というのがあり、そこでの県政報告会に多い時は1日5、6ヵ所行くことがあった。1、2月は、そういうことが多くて、土日はそれに費やさねばならなかった。
- ・ 私が分担した3月は、11日の東日本大震災以降は、自分の家族を置いても出て行かなければならないという使命感を持って、本当に寝る間も惜しんで活動したという事情がある。

2 制度改正

(1) 法改正

- ・ これから地方分権、地方行政並びに議会というものが重要視される中で地

方自治法で縛られているものはまだまだたくさんあるので、国会議員も地方会出身の方もたくさんいるのだから、同じ目線で議論をしてほしい。

- ・ 分権一括法を踏まえて、議員の活動基盤の強化のため、政務調査費の法的な位置づけを行うよう国に求めたが、できなかった。
- ・ 議員の中でも、若い独身の人、子供の教育費や家のローンがかかる人と違いがあるが、報酬は同じである。生活保障という観点では、家族手当を出すという方法も考えられる。

(2) 歳費という考え方

- ・ 歳費と政務調査費しか条例上出せないのであれば、これを一まとめで歳費として、政務調査費は少なくてもいいと思う。
- ・ 北海道福島町では、報酬を歳費という形で議会基本条例に書いているが、法律上の問題はあっても、広い意義でとらえて議員歳費という考え方を持っていいと考えている。
- ・ 生活は工夫してやっていくしかないが、どうしても政務調査費では出せないものがたくさんある。歳費という形を取ったほうが考えやすいし、動きやすい。

(3) 議員定数

- ・ 報酬と定数が議論になるけれども、議会の決めごとをするだけなら定数はもっと少なくてもいいと思う。
- ・ 報酬を減らすというよりは、人口が減っているので、選挙区も含めて議員定数を減らすほうが大事だと思う。

3 議員報酬

(1) 対象範囲

- ・ あまり狭い意味で議員活動をとらえるのではなく、広い意味でとらえるべきではないかと思っており、議員報酬の考え方も広い意義をもってとらえていただきたい。
- ・ 一番大きいのは選挙費用で、積み立てている人もいるし、借金を返済している人もいる。しかし、それを公費でというのは非常に難しい。
- ・ 同じ用務でも議員派遣で行った人は公務災害、政務調査費で行った人は対象外となる。そういう意味でも報酬の範囲は重要である。

(2) 金額

- ・ 報酬額だけを見るとすごい金額と思っていたが、いろんな経費を引かれて可処分金額で活動するとなったとき、本格的にやろうと思ったら難しいと思う。
- ・ 退職金のない分は、毎月の報酬に含めて出していただくことが本来ではないのかと感じる。
- ・ 議員の報酬は高いので、削減しなければいけないと選挙戦で訴えてきた。
- ・ 議員報酬の物差しがないなかで、世間一般的には「安ければいい」という風潮だが、議員をやっていくにはある程度費用も必要である。議員を志す人

が議員をやっていくための最低限の額は確保する必要がある。

(3) 報酬と生活費

- ・ 報酬の生活費と生活費以外の部分の比率は、半々ぐらいではないかと思う。生活費以外の部分を大まかに言えば、選挙費用の積立（返済）、冠婚葬祭、後援会活動、事務所経費の自己負担分である。
- ・ 報酬は議員の身分保障のような形で生活費としてみて、政務調査費を広げて経費的なものをみるというのは、政治活動の基盤を強化するという点では一理ある。
- ・ 事務所経費などを政務調査費で上げたら半額は報酬からということになるので非常に厳しい。頑張れば頑張るほど議員報酬がどんどんこちらへ振り分けられてしまっている。

(4) 生活実感

- ・ 議員報酬の額だけ見ると高いと意識される方が多いと思うが、実質的にどれだけ使えるのかを考えると、一般的な社会のサラリーマンの方よりも少し下にいるのではないかと感じる。
- ・ 若い人が起業家を選ぶのか、一部上場の会社に入るのを選ぶのか、議員になるのかという話になったとき、議員に出られる状態の人しか出られないという感じがする。
- ・ 公務員時代と比べると、子どもたちが中学、高校という年代ということもあるが、今の生活のほうが苦しいというのが家族の感想である。報酬を議員活動に注ぎ込むことが多いので、そういう生活水準になっている。

(5) 算定方法

- ・ 財政規模や人口が同じ自治体との比較だとか、全国で三重県がだいたい真ん中ぐらいだからというようなことは避けていただきたい。
- ・ 知事の給与も人口や財政規模、近隣との比較の中で決定されてきている点では、根拠がないと思われるので、知事給与が議員の報酬の一つの基準になるというのは、議論としては少しおかしいと思う。
- ・ 議員報酬については、議員定数と同じで、隣の県がこれぐらいだからうちの県はちょっと少なめにしようとか、相対的なものではないか。
- ・ 首長が執行権と予算権を持っている。議会はチェック機能を持って一定の調査や政策提案はするが、執行権と予算権を持っていないという意味合いからすると責任が軽い。

4 政務調査費

(1) 交付対象

- ・ 新幹線のグリーン車は必要ない。グリーン車に乗りたい時は実費で乗ればよい。
- ・ グリーン車は単に移動手段ではなく、降りた瞬間から仕事ができるという休憩の場所であったり資料を読んだりする場でもある。
- ・ 政務調査費制度でおかしいと思うのは、宿泊費が16,500円で決まってい

るとか、ガソリン代が1キロあたり30円で決まっているとか、あれは少し多すぎると思う。

- ・ 政務調査費は、もっと自由に使えるようにしたほうがよいと思う。いろいろな行事に行き交すだけでなく、そこで情報を取るのがすごく大事であり、自分としては政務調査の活動の一環ということで整理している。

(2) 交付金額

- ・ 個人分は半分ぐらい、会派分は9割を返還している。それがいいと思っているわけではないが、議員活動に支障を来すことはない。財源等も考えると半額でいいと感じている。
- ・ 活動範囲の広い人は使い、要らなければ返せばよい。頑張っている人がだんだん貧しくなっていくような制度ではいけないと思う。そうでないと将来、若い人や優秀な人が議員として育っていかないとと思う。
- ・ あればあるように使うし、なければないでやれると思っていて、市議時代のわずかな額でも、県議になって高額な調査費をいただいても、どちらも満足をしている。
- ・ 今もらっている政務調査費でも足りないが、もう少し経費の100%なりを認めていただけるような運用ができればと思う。

(3) 会派分と議員分

- ・ 報酬が個人に入るならば政務調査費は会派に渡すなど、政務調査費と報酬というのは、どこかで住み分ける必要がある。両方とも個人に入るので、線引きが難しくなり、いろいろ批判を受ける。
- ・ 全部会派分にするのは無理である。大部分は私の自由行動であり、会派でやる団体行動よりも価値が高いと思っている。県民から見れば会派と個人の割り振りは大した問題ではないと思う。
- ・ 会派と個人と両方あるが、会派としての活動もやっているので、半分近くに割られている現在の形でよいと思う。
- ・ 海外調査などグループ活動は、個人より会派交付分を使う方が説明しやすい。

(4) 事務の煩雑さ

- ・ 使い方について、何かあった時に説明するのは議員だから、事務局はそんなに気をを使う必要はないと思う。
- ・ 有権者の関心は1円の使い方ではなく、大きな枠組みの中でどういうふうに使っているのか、本当に使っているかというところにあると思う。
- ・ 資料の煩雑さ、膨大さというのは非常にあり、事務員や妻に任せず自分でやっているのだから、本来の調査業務の時間を食っていると感じている。
- ・ 県民からは全部見られるので、議員がどういう活動をしてきたか、すべてお見通しになる。きちんとすれば、議員の365日の動きが分かるから制度としてはいいが、作業は何とかならないかと思う。

(5) 用途

- ・ ほとんどの議会が、政務調査費は1円からの領収書で全部オープンになっ

てきているから、当然、妙な物に使えば見えてくる。ガイドライン以前の話として、ある程度の自己規制があるのでないかと思う。

- ・ 政務調査費は現在減額されているが、使途が本当に限定されているので、使い切るのはすごく大変だと思う。使途を少し柔軟にしてもらえれば、それで変わる可能性がある。
- ・ 議員は個人事業主なので、それぞれでやり方が違うし、いかに活動しながら選挙の集票もしていくか、企業秘密的なノウハウも見えないところではある。それが政務調査費の使途を見れば全部分かってしまう。

(6) 事務所経費

- ・ 事務所経費について、明確な基準が欲しい。使った費用の何等分でなく、事務所費はいくら事務員はいくらなど決められている方が楽だと思う。
- ・ 自宅が事務所を兼ねていて、秘書業務も妻がやっている。出入りする人は自宅にやってくるので妻は接待などで付きっきりであるが、事務所を持てば、月10～15万円は必要なので、その分は助かっている。
- ・ 事務所経費は4万円余りで、2万円を政務調査費で出して、あと2万円は自分で出している。事務員は雇っておらず、自分が毎日、夜に行くだけで電話も転送になっているので、そんなにお金はかかかっていない。
- ・ 事務所経費は、政務調査費の個人分18万円の2分の1の9万円までということなので、光熱費などを考えると、事務員の分までは無理であり、月10万円以上を報酬の中から負担している。

5 議員の活動

(1) 活動内容

- ・ 県職員は現場で直に把握したり聞いたりしていないため、地元の声が県の行政に届いていない部分がある。議員が住民に接しているいろいろな情報を取ってきているが、それをなかなか理解していただけない。
- ・ 普段は事務所へわざわざ来るといふより、自然な活動の中で要望等をされることが多く、また多種多様な生の声を聞くことができる。自分が動くことによって意見をいただくことが中心である。
- ・ イベントに出席するのは、選挙のためだけではなく、みんなはこんなことを望んでいるんだということも分かるので、議員の政策活動でもある。
- ・ 大勢で調査に行くよりも、個人でその地域とか人に触発されるような調査が習慣になっている。みんな得意分野とか好みが違う中で、集団での視察はものすごくアバウトになっているのが現状だと思う。

(2) 活動資金

- ・ 政治献金と議員報酬と政務調査費と財布は三つあるわけで、それをどう使いこなすかの問題である。
- ・ 特定の企業や団体から政治献金を受けることは、しがらみができて自由な議員活動を束縛するので、そういう献金は受けずに活動している。報酬が減ったら政治献金を受ける方向にせざるを得ないと思うが、自分にとっては非

常に心苦しいことである。

- ・ 国は政党政治だが、地方議会はそうではない。政党助成金はほとんどが国会議員に使われて、我々のところには1円たりとも流れてこない。
- ・ 選挙時は、党からは推薦状だけで選挙費用は来ない。政党助成金が地方議員までくる仕組みが必要とも思うが、それに頼ると政党に入る必要があり、個人の政治信条を束縛してしまう。

(3) 活動時間

- ・ 以前の仕事も朝7時から夜9時、10時まで仕事はしていたが、今の方が多。いつも議員であることを意識して休んでいる気分にならないのが、時間が長く感じる原因だと思う。
- ・ 頼って来られる方とか意見を言ってみえる方とか、人と接する部分が雑談も含めて結構多い。毎日それに忙殺されているような状態で24時間活動である。
- ・ 6時に起きてメールや郵便物のチェックに始まり、文章作成などのデスクワークに1時間から1時間半ぐらい使い、それから夜まで外に出かけている。
- ・ 議員の行動というのは、公務も私的もすべてが一緒になっている。様々なことをあわせてやり、総合政策事務所のようなものであり、しかも24時間動いている。

(4) 区別の難しさ

- ・ どこまでが政務調査活動でどこまでが政治活動か、実際に議員として地域や三重県のために動くうえで、区別することは非常に難しいと実感している。
- ・ 地域の中で自分の主張を述べ、皆さんの意見を聞くことが後援会活動であるし、同時に政務調査そのものでもあるのだから、分けること自体に無理があるのではないかと思う。
- ・ いろんな行事に少し早めに行って話をし、そこから情報収集をする。顔売るためと言われるとそれまでだが、そうした中で話を聞くチャンスはいくらでもあるし、議員活動の一つとしても視点はあると思う。現場へ行くことの大切は認識しながらやっている。
- ・ 議事堂に来て公費はつかず、政務調査費を使う必要があるときもある。議事堂へ役目として来ているのに公費が出ないのはおかしいと思う。議会改革で会期を増やしても経費をあげないようにしようとした考え方はいいが、実務が追いついていない。

(5) 後援会活動

- ・ 理想と現実があって、後援会が自主的に政治活動をし、地域の政策まで作り上げ、議員と両輪になって地域の課題を解決していくことは大事だが、みんな忙しい。
- ・ 後援会活動といっても、組織をつくってプランから政策誌づくり、資金を集めて集会をするなどということは、全部私が丸抱えで段取りをする。

(6) 政党活動

- 政党としての時局講演会とか県政報告会を行い、後援会活動には主は置いていない。
- 国会議員は党に入るが地方議員は本人に任されているので、入らないことを選択している。政党と自分の考えがぴったり一緒ではないし、活動の地盤は党ではなくて現場にある。しかし、選挙になったら党と一緒に党員と遜色なくやっている。
- 県議会議員と市町議会議員とは差異がある。市町議会議員は地域の代表としてあまり政党に限定されないことが多いが、県議会議員は国会議員の選挙とのからみもあり、政党として一定の方向を持つことが議員のスタンスとして問われる。

(7) 必要経費

- 思った以上に経費がかかる。若い人が県のため国のために議員になるという判断をするときに、経費的な部分も担保しないと本当に優秀な人材がくるのかと思う。
- 必要経費が普通の職業とは違った形で要るので、差し引きすると残るものは本当に少ない。活動の仕方にもよるが、自分は特別にやっているわけではなく、一般的だと思っている。
- 選挙費用積立（返済）、冠婚葬祭、後援会の飲食代等を公費で出す名目は絶対立たないが、実際にはそこがお金がかかっている部分である。

(8) 選挙費用

- 4年間で貯まるお金は前職よりも多いが、それは選挙の時に必要になる。リーフレットなどの印刷物に百万円単位のお金がいる。
- 選挙のための報酬からの積立金は、4年間で1,000万円のつもりでやっている。
- 県議会選挙は、国政と市町村議会との中間的なもので、まだまだ後援会活動を含めたお世話役活動のようなものが多く、なかなか政党選挙とは行かない。
- 選挙費用はパーティーや募金で集めるべきで、報酬をあてるべきではないだろうが、現実にはそういうわけにはいかない。

(9) 冠婚葬祭

- 葬式に関しては、一番現場に近い市会議員が行くことが多く、県議の場合は、そこまで行っているときりがないということで、県本部から弔電を出すシステムになっており、個人から出すということは少ない。
- 葬式は、私の地区は申し合わせで基本的に行かない、行っても香典は持って行かない、電報も打たないと決めたが、たまたま私の地区が合意できただけで、他の選挙区は難しいであろう。
- 葬式はよほど親しい人以外は出ないが、弔電は打つ。弔電を申し合わせで禁止している地域もあるので、三重県全体でもしてほしいと思う。
- 冠婚葬祭は多いが、自分が信念を持ってそういう付き合いを止めるか、仕

方がないと思って報酬から出すかだと思うので、それが報酬の高い理由にはならないと思う。議員をしているがゆえの支出だが、冠婚葬祭に行かなきゃならないから報酬を維持してくれとは言わない。

(10) 日常生活

- ・ 子どもと一緒にでかける時は普段着だが、すれ違った時に支援者がいるかも知れないということから、議員としての意識が完全に抜けることはない。見られているという意識は常にある。
- ・ 四六時中自分が議員であることを意識して暮らしているので、ある意味では肩がこる。
- ・ 外で活動しているとき以外は、常に議員として意識し続けることはない。
- ・ 妻は選挙となれば当然一緒に行動するし、後援会関係で私の代わりに昼前の時間帯に用事があるので、定職に就けない。そこもちょっと辛い。

(11) 生活保障

- ・ 議員としての生活は苦しいうえ、老後も退職金はないし、2階建ての年金をある程度持っていなければきついと思う。
- ・ 自分の家はあるし、子どもたちは自立しており、多少畑もあるので、老後は年金で暮らせる。そのほうが思い切って議員活動ができる。
- ・ 議員は老後の保障がない。前職の年金は少しあるが、議員年金はなくなり、国民年金だけになった。
- ・ 妻子がいて議員になるのは大変なことで、そのリスクは非常に高い。年金制度も公務員時代とまったく違うし、将来の不安を抱えながらやっている。

(12) 兼業

- ・ 労働組合とか企業から給与をもらいながらやっている方もあるが、兼業というのはごくわずかである。
- ・ 兼業は、休会中に仕事をし、開会中は議員活動に専念するというのが建前であるが、ずっと会期中だと、「会期中に個人の仕事をやっているのか」という話になり、兼業は事実上無理だと思う。
- ・ 今の県議会は昼夜常勤で、いくら兼業できる資格を持っていても時間的にできない。

6 役職加算

(1) 正副議長

- ・ 議長は、個人的な議員活動はしなくていいということではなく、もっと凝縮した形でやっていくので、実質倍ぐらい忙しくなるのでないか。
- ・ 副議長は、あくまでも議長の代理というのが基本であるから、議長まで行かないが、相当タイトになる。
- ・ 議長になると8割ぐらいは議事堂に来たり、東京へ行ったりしなければならず、地元の仕事ができない。副議長も行事が多く、議長の代理以外に常任委員会や特別委員会にも所属している。
- ・ 議会が意見書を持参するときや、地方六団体の立場としてできることを考

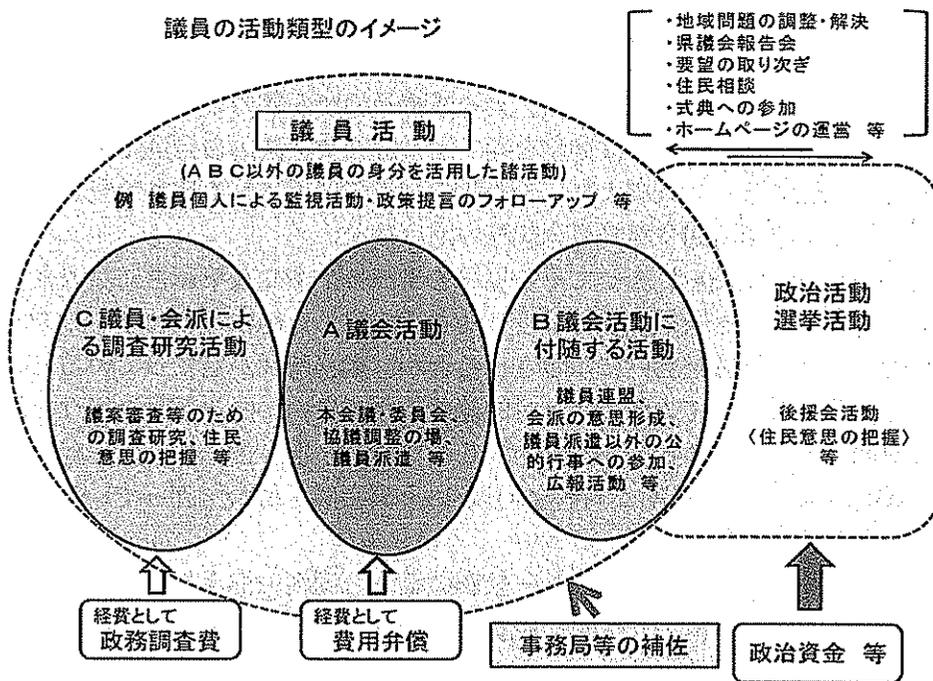
えると、議長も場合によっては外に向かって県を代表していると言えると思う。

(2) 委員長

- ・ 議運の委員長とか予算決算常任委員長は、非常に重い責任があるから、それなりの手当がついてもいいのかなという思いはある。
- ・ 常任委員長は日常的に職務があるわけではないので、立場や責任の重さはあるが、お金を付ける必要はないと思う。
- ・ 今のご時勢では批判があると思うので、委員長手当は少し厳しいと思う。ただ、委員長の仕事がたくさんあるのに、費用弁償すらないというのは疑問を感じる。
- ・ 三重県議会の場合は、プロジェクトチームとか各会派の政策担当が報酬も何もしないで議論をされていて、彼らの活動時間は常任委員長より多い。それに報酬を出すという考え方はまったくなく、それぞれが機能をしっかりと働かせて頑張っていると思う。

(参考) 議員の活動分類型のイメージ

全国都道府県議長会が作成した議員の活動分類型のイメージは次のとおり。



(議長会事務局作成)